

理工系分野への進路選択促進冊子作成業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「理工系分野への進路選択促進冊子作成業務委託」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

理工系分野への進路選択促進冊子作成業務委託

2 事業の目的

女子中学生を対象に、県内の理工系企業や大学における研究・技術開発の内容やその魅力、当該企業等における女性技術者の活躍の様子について理解を深めることのできる冊子（（仮称）女子中学生のためのリコチャレ応援ガイド）を作成・配布することにより、理工系分野への進路選択の促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和5（2023）年1月31日まで

4 業務内容

（1）冊子の仕様

- ア A5サイズ（縦）、中綴じ、36ページ程度
- イ 表紙、本紙マットコート90kg、フルカラー
- ウ 表紙及び裏表紙に親しみやすいようマンガイラストを使用すること。
※イラストは男女共同参画に配慮したものとし、甲と協議して図案を決定する。

（2）冊子の内容

次の内容を必須とし、その他、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議して掲載する。

- ア 理工系分野における女性の活躍現状、研究・技術開発の上で女性の活躍が必要である理由、県が実施する理工系分野における女性の活躍促進事業の紹介
（女子生徒の理工系分野への進路選択について保護者の理解促進を図る内容を含む）
 - イ 県内に立地する企業や大学の紹介 13者程度
 - ・ 製造業及びソフトウェア業の企業の製品紹介、当該製品の研究開発に携わった女性技術者からのメッセージ、当該企業における女性が働きやすい環境づくりのための取組
 - ・ 理工系大学等の女性研究者の研究紹介、女性研究者からのメッセージ
- <留意点>
- ・ 製品や研究の紹介にあたっては、当該技術や研究が生活の中でどのように生かされているか

中学生にとって具体的に理解できるように掲載すること。

- ・記事として取り上げる企業・大学の選定については、甲乙協議して決定すること。なお、紹介する企業の規模は大企業に偏ることなく、中小企業も含めること。
- ・協力企業・大学に対して取材協力金として1万円程度を支払うものとする。

ウ 女性技術者・研究者による対談（司会者を含めて4人程度）

<留意点>

- ・対談者の選定については、甲乙協議して決定すること。
- ・対談に協力していただいた女性技術者・研究者に謝金1万円程度及び交通費実費を支払うものとする。

（3）冊子の配布先（予定）

女子中学生、中学校教員 等

（4）委託内容

ア 4（2）に係る企画・取材・紙面作成に係る一切の業務

<留意点>

- ・栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課事業「理工系女性キャリアビジョン形成事業」と連携し、参加（協力）企業等の協力を得て記事を作成すること。

イ （仮称）女子中学生のためのリコチャレ応援ガイド冊子 3,000部

ウ 冊子データのe-book形式化

※e-book形式とした冊子は、とちぎの女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」に掲載予定。

（5）成果品の提出

ア （仮称）女子中学生のためのリコチャレ応援ガイド冊子 3,000部

イ 冊子のPDFデータ、e-book化したデータ 各1部

5 その他

（1）業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

（2）成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施する者とする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(5) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(6) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和9（2027）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(7) 感染予防対策

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の上、実施すること。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が乗じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。